

令和3年高島市教育委員会第2回定例会

【 会 議 録 】

令和3年2月17日

令和3年高島市教育委員会第2回定例会会議録目次

(令和3年2月17日)

出席委員・出席事務局職員	1
提出議案の題目	1
議事日程	2

(議事の経過)

日程第1 議第12号	高島市図書館協議会委員の任命について	4
日程第2 議第13号	高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について	5
日程第3 議第14号	令和3年度高島市一般会計予算案に対する意見の申出について	6

令和3年高島市教育委員会第2回定例会会議録	
招集年月日	令和3年2月17日
招集の場所	高島市役所 新館2階 教育委員会室
開会	午後1時30分
教育長	上原 重治
教育委員会委員	小多 偕裕 三矢 艶子 川原林 正英 田邊 栄美子
教育委員会事務局職員	教育総務部長 田谷 伸雄 教育指導部長 川島 浩之 教育総務次長 (社会教育課課長事務取扱) 饗庭 眞二 (高島市民会館館長事務取扱) 山本 純子 教育総務課長 加藤 勝己 文化財課長 松田 邦幸 市民スポーツ課長 竹井 正人 図書館長 玉木 健史 学校教育課長 村田 秀俊 学事施設課長 辻 信孝 学校給食課長 長瀬 千恵美 教育総務課参事 上原 真哉 教育総務課主事 末綱 美都
提出議案の題目	1. 高島市図書館協議会委員の任命について 2. 高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について 3. 令和3年度高島市一般会計予算案に対する意見の申出について
委員提出議案の題目	なし
会議録署名委員	本定例会の会議録署名委員は次の委員とした。 小多 偕裕 委員 田邊 栄美子 委員
閉会	午後2時5分

## 議事日程

令和3年2月17日（水）

午後1時30分 開会

第1 開会（挨拶）

第2 令和3年第1回定例会会議録の承認

第3 会議録署名委員の指名

第4 議事

日程第1 議第12号 高島市図書館協議会委員の任命について

日程第2 議第13号 高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および  
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に  
対する意見の申出について

日程第3 議第14号 令和3年度高島市一般会計予算案に対する意見の  
申出について

第5 報告事項

報告第2号 図書館情報システムサーバ点検に伴う今津図書館の臨時休館  
について

第6 今後の日程

---

## 議 事 の 経 過

---

開 会 （午後1時30分）

（加藤教育総務課長）

定刻となりましたので、ただいまから、令和3年高島市教育委員会第2回定例会を始めます。それでは、開会にあたりまして、上原教育長からご挨拶をいただいたのち、議事日程により、会議の進行をお願いします。

（上原教育長）

みなさん、こんにちは。

早や、2月も中ごろを迎えています。日本では旧暦の2月を如月と呼び、現在では新暦の2月の別名として用いています。如月の由来は、諸説ありますが、まだまだ寒さが厳しい時期のため、更に衣を重ね着するという意味から衣更着になったという説が最も有力とされています。その他にも梅見月、雪消月、木芽月など、厳しい寒さの中に小さな春を思い起こさせる言い方も多く、季節が移ろい始める時期であることが感じ取れます。

さて、広報たかしまの裏表紙には、皆さんご存じのとおり毎号、歴史散歩というコーナーを文化財課が担当して、高島市の歴史文化について執筆しています。昨年の8月定例会においても、大溝城下に疫病が流行した際に、時の藩主分部光貞が疫病退散を祈念して、大般若経の写経を埋めさせ、石碑を建てたと伝えられていることについて、あいさつの中で報告させていただきました。今年の2月号では、田中王塚古墳や鴨稻荷山古墳をはじめ多くの古墳が高島市域に存在すること、そして、これらの古墳は、高島市出生とされる継体大王に関連が深い遺跡であり、日本古代史において注目されていることについて記載しています。また、昨年の9月号では、この2月14日から始まった大河ドラマ『青天を衝け』の主人公であり、新1万円札の顔としても注目される渋沢栄一を特集していました。渋沢栄一は、日本近代資本主義の父と呼ばれた実業家ですが、現在の安曇川町上小川の藤樹神社創立に際し、創立協賛会の顧問に就任し、創立資金を調達するのに大きく貢献されたという内容の記事を掲載しています。

現在、近江聖人中江藤樹記念館では、渋沢栄一と藤樹神社の関わりを示す書跡や写真などの特別展示も行っています。

日本の歴史の表舞台に登場する人物や出来事が、高島市と深く関わっていることは、このような発信がなければなかなか知ることはむずかしいことでもあります。悠久の歴史に織りなされた高島市を、地域づくりの視点からも、さまざまな方法を駆使して、今後とも、発信していくことが重要であると感じています。

本日は、議事案件が3件、報告事項が1件となっておりますが、何とぞ、慎重審

議を賜りますようお願い申し上げまして、令和3年高島市教育委員会第2回定例会の開会に当たりましての、挨拶とさせていただきます。

続きまして、令和3年第1回定例会会議録の承認についてお諮りします。

1月27日に開会いたしました令和3年第1回定例会の会議録につきましては、お手元に配付したとおり作成することとし、高島市教育委員会会議規則 第16条第3項の規定に基づき、これを公表することに異議はありませんか。

( 異議なし )

(上原教育長)

異議がないようですので、令和3年第1回定例会会議録は、承認を受けたものとして、公表いたします。

続きまして、会議録署名委員を指名します。小多委員、田邊委員、よろしくお願ひします。

それではこれより、議事に入ります。

まず、日程第1 議第12号 高島市図書館協議会委員の任命について、を議題とします。玉木図書館長。

(玉木図書館長)

それではご説明いたします。資料の1ページ、2ページをご覧ください。議第12号 高島市図書館協議会委員の任命について、でございます。本議案は、図書館法第15条および高島市立図書館の設置および管理に関する条例第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり高島市図書館協議会委員を任命することにつき、議決を求めるものでございます。現在、就任いただいている高島市図書館協議会委員が、令和3年3月31日をもって任期を満了することから、令和3年4月1日よりこちらの13名を任命します。高島市立図書館の設置および管理に関する条例第3条第4項に、委員の任期については再任を妨げないとあり、また、再任の意思を示されている委員がいらっしゃることから、11名の委員を再任し、退任される方の補充として2名の方を新たに任命するものでございます。図書館法第16条および同法施行規則第12条に基づく基準により、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から人選をしており、高島市の図書館施策に対して、専門的な立場や高島市の実情に応じたご意見のご提言をいただけるものと考えております。なお、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となります。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。ございませぬか。  
ないようですので、異議なしということによろしいですか。

( 異議なし )

(上原教育長)

異議がありませんので、議第12号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第2 議第13号 高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について、日程第3 議第14号 令和3年度高島市一般会計予算案に対する意見の申出について、を議題とします。

お諮りします。

議第13号および議第14号の2議案は、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出についての案件であり、高島市議会3月定例会に上程する内容を含みます。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書、および、高島市教育委員会会議規則第15条第4号および第5号の規定により、非公開として取り扱うことに異議はありませんか。

( 異議なし )

(上原教育長)

異議がないようですので、議第13号および議第14号の2議案は、非公開といたします。

傍聴者の皆様は、退席をお願いします。

( 傍聴者退席 )

(上原教育長)

それではまず、日程第2 議第13号 高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について、を議題とします。加藤教育総務課長。

(加藤教育総務課長：内容説明)

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく願います。ございませんか。ないようですので、異議なしということでよろしいですか。

( 異議なし )

(上原教育長)

異議がありませんので、議第13号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第3 議第14号 令和3年度高島市一般会計予算案に対する意見の申出について、を議題とします。加藤教育総務課長。

(加藤教育総務課長：内容説明)

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく願います。

( 質疑応答 )

(上原教育長)

他にご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、異議なしということでよろしいですか。

( 異議なし )

(上原教育長)

異議がありませんので、議第14号は原案のとおり可決しました。

傍聴者の皆様は席へお戻りください。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第2号 図書館情報システムサーバ点検に伴う今津図書館の臨時休館について、説明をお願いします。玉木図書館長。

(玉木図書館)

それではご説明いたします。資料3ページ、4ページをご覧ください。報告第2号 図書館情報システムサーバ点検に伴う今津図書館の臨時休館について、でございます。高島市立図書館の管理運営に関する規則第4条の規定に基づき、高島市立図書館を臨時休館とすることとしましたので、ご報告いたします。次のペ



ージをご覧ください。1 臨時休館を行う館および臨時休館日についてですが、臨時休館を行う館は今津図書館で、臨時休館日は、令和3年5月25日火曜日です。2 休館理由といたしましては、図書館情報システムは、現在クラウド方式を採っており、契約業者のデータセンターにおいてサーバを管理しております。サーバを点検する際、終日コンピュータシステムを停止して、機能強化のためのバージョンアップや、その他検証作業等を行う必要があります。高島市立図書館においては、従来から一週間のうちいずれかの館が開館しているという体制をとっており、通常の休館日をなるべく点検作業日にし、臨時休館にする館を最小限にするためには、月曜日か火曜日のいずれかの日を臨時休館とすることが適切であることから、契約業者との調整の結果、25日火曜日を臨時休館とさせていただくこととなりました。3 根拠規則でございますが、始めに申し上げましたとおり、今回の臨時休館は、高島市立図書館管理運営に関する規則に基づき休館とするものでございますが、規則には、高島市教育委員会の承認を得て、とあります。ただし、実際のところ、休館日等の変更は、高島市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条により教育長に委任されており、すでに教育長の決裁を得ておりますことから、今回報告事項とさせていただいております。4 利用者への周知の方法につきましては、市広報紙、ホームページ、防災無線、館内ポスター、チラシ等の掲示により周知を図ります。5 その他について、今津図書館以外の館である、マキノ図書館、新旭図書室、安曇川図書館、朽木図書サロン、高島図書室につきましては、通常の休館日であることから、今津図書館のみ臨時休館となります。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。

ないようですので、続きまして、「6. 今後の日程」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局、上原教育総務課参事が内容説明)

(上原教育長)

以上で本日予定しておりました定例会の内容は、すべて終了しました。これをもちまして本日の定例会を終了します。

定例会終了 午後2時5分